

令和7年度デジタルデバйд対策事業委託

提案公募要領

1 目的

本市では、「スマートシティたかまつ推進ビジョン」（令和7年3月策定）に基づき、市全体のデジタル化の実現のため、各種施策を推進しています。

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」をデジタル庁がミッションに掲げるように、市全体のデジタル化の実現のためには、高齢者層など、ICTの活用に対する格差、いわゆるデジタルデバйдへの対策が課題となっています。

そのために、地域コミュニティ協議会が、地域の実情に応じてICTを活用した取組や、その前提となるデジタルデバйд解消に向けた取組を実施できる体制を構築し、円滑な活動を行うためのサポート等を委託により行うものです。

委託事業者の選定に当たっては、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施します。

2 業務委託の概要

(1) 業務名称

令和7年度デジタルデバйд対策事業委託

(2) 業務内容

別添1「令和7年度デジタルデバйд対策事業委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (3) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出の時点において、国、都道府県及び市区町村税の滞納がないこと。

4 参加申込

本提案公募への参加を希望する者は、参加申込フォームから申請してください。

(1) 提出書類

提出期限までに次の書類データを提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。

- ・ 会社概要書（様式自由。会社案内パンフレット等で可。）

(2) 参加申込フォームURL

<https://logoform.jp/form/dV7M/961881>

※複数のファイルをアップロードする場合、zip形式で纏めてアップしてください。

※一つの添付ファイルの容量上限は、10MBです。

※ファイルにパスワードを設定しないでください。

(3) 参加申込期限

令和7年4月11日（金）午後4時まで

5 質問の受付及び回答

本提案公募に関する質問・問合せは、質問受付フォームから申請してください。電話及び口頭による質問・問合せは受け付けません。

(1) 質問受付フォームURL

<https://logoform.jp/form/dV7M/961947>

(2) 質問書受付期間

令和7年4月11日（金）午後4時まで

(3) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、随時、問い合わせた事業者名を伏せて、高松市HP上に掲載します。

6 企画提案書等の提出

本提案公募への提案書データ等の提出は、提出フォームから提出してください。

(1) 提案内容

要求仕様の内容について、別添1「令和7年度デジタルデバйд対策事業委託仕様書」及び別添2「令和7年度デジタルデバйд対策事業委託提案公募選定基準」を参照の上、実施に当たっての考え方や手法、実績等を提案してください。

(2) 提出書類

提出期限までに次の書類データを提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。

ア 企画提案書

イ 見積書（様式第1号）

ウ 提案価格内訳書（様式第2号）

(3) 提出先フォーム

<https://logoform.jp/form/dV7M/961977>

※一つの添付ファイルの容量上限は、10MBです。

※ファイルにパスワードを設定しないでください。

(4) 提出期限

令和7年4月25日（金） 午後4時まで

(5) 企画提案書の書式等

ア 用紙サイズは、A4判で作成してください。

イ 文字サイズは、11ポイント以上で作成してください。

ウ 使用言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨を使用してください。

エ 仕様書「6 提案書記載要件について」に記載の項目すべてについて記載してください。

オ 記載事項の順序は、仕様書「6 提案書記載要件について」に記載の項目の順序としてください。また、記載事項の順序及び記載事項の変更等を行わないでください。

カ 10枚以内（表紙、目次はページ数に含めない）としてください。色は、カラー、白黒を問いません。

キ 記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述してください。

審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響が出る可能性があります。

(6) 見積書記載要領

仕様書「7 見積書等記載要領について」を参照の上、記載してください。

7 ヒアリングの実施

提案書記載内容について、次のとおりヒアリングを実施します。ただし、全体の提案件数等の状況によっては、実施の有無を含め、実施方法等の諸条件の変更を行う場合があります。

(1) ヒアリングへの出席者は、原則、管理責任者及び業務責任者とし、3名までとします。

(2) ヒアリング所要時間としては、1事業者当たり30分程度（企画提案者による提案要旨説明約15分、質疑応答約15分）の予定です。

(3) ヒアリングは、提案書に沿って行うとともに、追加の資料は認めません。

(4) ヒアリングの日時等、詳細は、参加表明事業者に別途、連絡します。

8 事業者の選定

別添2「令和7年度デジタルデバйд対策事業委託提案公募選定基準」に沿って審査、採点し、提案評価第1位通過者を選定します。審査、採点は非公開とします。

選定終了後、選定結果をすべての企画提案者に文書で通知します。

提案評価第1位通過者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記3の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者と交渉を行います。

9 業務委託契約

(1) 委託内容

詳細については、契約締結交渉の際に要求仕様の調整を行い、確定するものとします。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要します。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(4) 委託料の支払条件

本業務の完了検査後、請求に基づき支払います。

10 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 前記3の要件を満たさなくなった者

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 見積書の見積額（税込価格）が前記2（4）の提案上限額を超えている場合

11 提案公募の中止等

高松市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことができます。

12 不当要求行為の排除対策

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいいます。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

詳しくは、契約監理課ホームページ

（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/haijo.html）を御参照ください。

13 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

14 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属しますが、高松市が本提案公募の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (4) 提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがあります。

15 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

公募要領関係資料

No.	資 料 名
1	デジタルデバイド対策事業委託提案公募要領
2	別添 1 デジタルデバイド対策事業委託仕様書
3	別添 2 デジタルデバイド対策事業委託提案公募選定基準
4	別添 3 見積書（様式第 1 号）
5	別添 4 提案価格内訳書（様式第 2 号）

※総務省事業（デジタル活用支援推進事業）については、以下を参照してください。

「デジタル活用支援ポータルサイト」<https://www.digi-katsu.go.jp/>

高松市 総務局デジタル推進部デジタル戦略課